

訪問看護ステーション草津かもめ重要事項説明書(医療用)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (082) 507-7015 担当 管理者 村上 美紀子 ※ご不明な点はなんでもおたずね下さい。

2 訪問看護ステーション草津かもめの概要

① 提供出来るサービスの種類と地域

事業所名 訪問看護ステーション草津かもめ
所在地 広島市西区草津東一丁目 11-19
指定番号 訪問看護 広島県 3460290178 号
サービスを提供する地域 広島市

② 事業所の職員体制 (2025 年 4 月現在)

管理者 (看護師) 常勤 1 名
管理者以外の職員 看護師 2.5 名以上、理学療法士 1 名以上
作業療法士 1 名以上、言語聴覚士 1 名以上

③ サービスの提供時間帯

平日 通常時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分
土曜日 通常時間帯 8 時 30 分～12 時 30 分

※土曜日午後、日曜日、国民の祝日、8 月 14・15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までは休業。但し緊急の場合は 24 時間対応いたします。

3 サービス内容

- ① 症状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等、日常生活の世話
- ③ 褥そうの予防・処置
- ④ リハビリテーション

※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員に代わって訪問するという位置づけとします。

- ⑤ ターミナルケア・認知症患者等の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の助言
- ⑦ カテーテル等の交換・管理
- ⑧ その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

4 利用料金

① 利用料

医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金 (料金表) の医療保険の負担割合に応じた割合です。

(基本料金表) ※料金表の金額は 10 割分の金額です。

	1 月のうち 1 回目	2 回目～
保健師・看護師 (機能強化型以外の場合)	13,220 円	①1 回につき 8,550 円
理学・作業療法士・言語聴覚士	〃	〃
保健師・看護師 (機能強化型 3)	14,250 円	①1 回につき 8,550 円
理学・作業療法士・言語聴覚士	〃	

2人以上で同一日に訪問の場合	看護職員と看護師等の場合	1回につき+4,500円(同一建物内2人まで)、 同一建物内3人以上は1回につき+4,000円
	看護職員と准看護師の場合	1回につき+3,800円(同一建物内2人まで)、 同一建物内3人以上は1回につき+3,400円
	看護職員とその他職員の場合 *その他職員とは看護師等 又は看護補助者	1回につき+3,000円(同一建物内2人まで)、 同一建物内3人以上は1回につき+2,700円
難病等複数回訪問加算 (同一日に訪問の場合、対象者のみ)	1日に2回の場合	同一建物内2人までは+4,500円、 同一建物内3人以上は+4,000円
	1日に3回以上の場合	同一建物内2人までは+8,000円、 同一建物内3人以上は+7,200円
特別管理加算	1月につき2,500円又は5,000円	
退院時共同指導加算	1回につき8,000円	
特別管理指導加算(対象者のみ)	+2,000円	
退院支援指導加算 (※は対象者のみ)	1回につき6,000円、	
	※1回の指導時間または複数回の指導の合計時間が 90分を越えた場合 +8,400円	
専門管理加算(対象者のみ)	1月につき2,500円	
長時間訪問看護加算(対象者のみ)	1回につき5,200円	
夜間・早朝加算	1回につき2,100円	緊急訪問看護加算(対象者のみ) 月14日目までは1回につき2,650円 月15日目以降は1回につき2,000円
深夜加算	1回につき4,200円	
情報提供料(市町村等や相談支援事業者への提供、対象者のみ)	1月につき1,500円	ターミナルケア療養費 死亡月につき25,000円
情報提供料(医療機関への提供、対象者のみ)	1月につき1,500円	乳幼児加算 1日につき1,300円 対象者のみ1日につき1,800円
訪問看護医療 DX 情報活用加算(対象者のみ)	1月につき50円	
24時間対応体制加算	1月につき6,520円	
訪問看護ベースアップ評価料(I)	1月につき780円	

*24時間対応体制加算は、利用者様又はご家族様等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応可能で緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に算定いたします。

24時間対応体制加算算定	同意する	同意しない
--------------	------	-------

*訪問看護ベースアップ評価料(I)は、看護職員、その他の医療関係職種について、賃金の改善を図る目的となっております。

⑨は1週間に3回以内の訪問の場合です。4回目以降訪問の時は4回目以降の訪問に対して1回につき1,000円加算されます。

② キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 082-507-7015)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 無料

ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合 当該基本料金の50%

ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合 当該基本料金の100%

③ その他

ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。

④ 料金のお支払方法

お支払方法は、口座自動引き落とし、または現金支払いとなります。

5 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。主治医の訪問看護指示書の確認、ならびに訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

イ ご利用者のご都合で終了する場合は、サービスの終了を希望する日の3日までに文書でお申し出下さい。

ロ 人員不足等やむを得ない事情により、当事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ ご利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合

ロ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

イ 当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ ご利用者が、サービスの利用料金の支払を3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の訪問看護サービスの特徴など

① 運営の方針

ご利用者が看護を要する状態になっても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の立場に立って看護を行います。また、看護を必要とする方が必要な看護を受けることが出来るように介護保険をはじめ社会保障をより良くする立場で取り組んでいきます。

② サービスの利用のために

従業員への研修を年2回以上実施しています。サービスマニュアルの作成をしています。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	氏 名	
	連絡先	
家 族	氏 名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

- ・サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族様、主治医、広島市へ連絡を入れ円滑な対応をいたします。
- ・ご利用者様に賠償すべき事由が起こった場合は、誠実に対応し賠償いたします。円滑に対応させていただく為に、賠償保険にも加入しています。

9 サービス内容に関する相談と苦情

① サービスに関するご相談・苦情については下記の窓口にご連絡下さい。

- ・受付担当者 村上 美紀子（看護師）電話（082）507-7015 FAX（082）273-6689
（お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお話をお伺いします）
- ・その他の苦情受付機関
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情処理） 電話（082）554-0783
広島市健康福祉局介護保険課 電話（082）504-2183

② 苦情処理の体制・手順

- ・苦情があった場合には担当者が相手方に連絡を取り詳しい事情を把握するとともに、苦情関係者からも事情を確認いたします。
- ・担当者が必要があると判断した場合は、管理者を含めて検討会議を行います。検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告いたします。
- ・検討結果により、早急に具体的な対応を行います。
- ・苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てます。
- ・苦情を未然に防ぐためにも所内研修や朝礼、打ち合わせ時における確認を行います。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

11 留意事項

- ・訪問看護は医師の指示書が必要です。
- ・各種の減免に関する決定などの変更が生じた時、国民健康保険証、健康保険証、生活保護、公費負担医療の受給取得又は喪失した時等は、速やかに事業所に連絡して下さい。
- ・事業所との契約はいつでも解約できます。

12 当生協の概要

- ① 名称・法人種別 広島中央保健生活協同組合 代表者 代表理事 理事長 福山 慎二
- ② 所在地・電話番号 広島市西区観音町 16-19 （082）292-3179

年 月 日

訪問看護の提供にあたり利用者に対して契約書及び本文面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 広島中央保健生活協同組合

所在地 広島市西区草津東一丁目 11-19

名 称 訪問看護ステーション草津かもめ

説明者 氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名